

(様式第2号)

平成26年度第5回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成26年8月5日(火) 15:00 ~ 17:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 伊藤 明子 委 員 大月 一弘 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 佐藤部長, 田中課長, 吉田係長, 山西主事補, 中島主事補
事 務 局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからオの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成25年11月14日付け)について

イ 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年1月12日付け)について

ウ 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付

- け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- エ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- オ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- カ 市立芦屋病院 病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供について
- キ 阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報共有システムのオンライン結合による個人情報の提供について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 芦屋市固定資産評価審査委員会の意見聴取を行った。
- ウ 不存在決定の妥当性について審議を行い、答申（案）について検討した。
- エ 継続審議とした。
- (2) 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 芦屋市固定資産評価審査委員会の意見聴取を行った。
- ウ 不存在決定の妥当性について審議を行い、答申（案）について検討した。
- エ 継続審議とした。
- (3) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日

付け) について

ア 次回審議とした。

- (4) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け) について

ア 次回審議とした。

- (5) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年5月7日付け) について

ア 次回審議とした。

- (6) 市立芦屋病院 病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供について

- (7) 阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報共有システムのオンライン結合による個人情報の提供について

芝池会長 公開の議題6及び7について審議いたしますので、事務局は説明をお願いします。

田中課長 議題6につきましては、芦屋病院の病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供についてです。芦屋病院が中心となって実施するシステムであり、芦屋病院の患者情報を市内及び近隣の開業医、診療所等の医療機関に提供するシステムです。答申案がございますが、再度御審議していただきたいと思えます。

議題7につきましては、阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」のオンライン結合による個人情報の提供についてですが、これは阪神間の主要な県立病院、一部の市立の病院、開業医等が参加する、相互に情報共有し合うシステムです。

これにつきましても答申案がございますが、再度御審議していただきたいと思えます。

芝池会長 それでは、議題6について、事務局は答申案の朗読をお願いします。

田中課長 (答申案朗読)

芝池会長 ありがとうございます。確認ですが、病診連携システムの利用に関して、連携する医療機関等は芦屋病院との間で契約書等を交わすのでしょうか。

田中課長 市立芦屋病院と医療機関との間で、「病診連携システムの利用に関する覚書」というものを交わします。また、病診連携システム利用登録申込書により、医療機関に登録申請をしていただいた上で、個々の患者さんの利用同意書も取っていきます。

芝池会長 それでは各委員の御意見をお伺いします。

(各委員による文言訂正あり。)

それでは、以上で議題6についての審議を終了とし、全委員による答申案の最終確認後速やかに答申することといたします。

続いて、議題7につきまして、大月委員に前回までの審議も踏まえて、病診連携システムとむこねっとシステムとの違いについて要点を整理していただいておりますので御説明願います。

大月委員 むこねっとシステムにおける芦屋病院と医療機関等との双方向の情報提供についてですが、芦屋病院が留意することとして、芦屋病院が提供する情報についての情報管理と、芦屋病院以外の医療機関等が保有していた情報についての芦屋病院における情報管理です。

後者については、芦屋病院は情報提供を受けるだけで、もちろん情報提供を受けた後のセキュリティー、管理責任は病院側にもありますが、当審査会が提供された情報の管理まで言及する必要がなければ、主に芦屋病院が保有していた情報を提供した場合について考えていくべきです。

厳密に言えば、芦屋病院は直接医療機関に情報を提供するわけではなく、むこねっとシステムの運営団体である阪神医療福祉情報ネットワーク協議会準備会に情報提供をすることになりますので、芦屋病院としては、協議会の情報管理についてどこまで言及できるのか、責任が生じる可能性があるのかが重要になります。

ですから、協議会の運営がきちんと行われていると認められること以外に、芦屋病院への留意事項としては、情報提供をした後にどこまで協議会の管理をチェックできるかということになります。

審査会が審議すべきことは、芦屋病院が協議会に患者情報を提供することが適切か

どうかと、提供後に協議会の情報管理について監視するよう求めるかどうかです。

システムに参加している医療機関等の過失により、情報漏えい等の問題が生じた場合、一時的に責任が生じるのは協議会でしょう。

芝池会長 芦屋病院が阪神医療福祉情報ネットワーク協議会に情報提供したとして、その協議会が委託した業者のサーバーを芦屋病院が点検することは不可能でしょうね。

大月委員 できないと思います。ただ、協議会側が行っている管理・運営をまとめた報告書があるかもしれません。他に確認方法はありますか。

田中課長 2か月に1回開かれる医療IT化ワーキング会議において、むこねっと運用開始後のシステム上運用上の問題について検討され、その後、そのワーキング会議で出た検討事項や解決策等が主要な病院の担当者とシステム管理業者が参加する担当者会において報告されるようです。この担当者会において、システム等の問題点については確認ができるということになります。

芦屋病院が患者の同意を得て提供した患者情報については、どのように利用されているかということは常に確認できず、閲覧履歴やログが見られるわけではありませんので、逐一協議会側に調べていただくことになると思います。

また、芦屋病院が提供した情報というのは、どの医療機関でも自由に閲覧できるというわけではなく、照会元と照会先の2つの医療機関でしか閲覧できないことになっています。

大月委員 協議会のデータの取扱方法等の変更があれば、芦屋病院はきちんと確認する必要があります。芦屋病院は協議会に対してサーバーシステムのデータが正しく管理されていることを確認することは必要です。

武田委員 芦屋病院の患者情報が他の医療機関により追加修正され、それが新たな情報としてさらに別の医療機関に提供されることはあるのでしょうか。追加修正された情報が誤っていた場合、芦屋病院の患者情報自体が誤っていたことになるのでしょうか。

芝池会長 むこねっとシステムは過去の撮影画像や他院撮影画像を比較参照できるシステム

であり、もとの患者情報が追加修正されることはないようです。

田中課長 システム利用者はデータの保存・修正は不可能であり、印刷は可能です。他の医院や医療機関等から得た検査結果がそのまま芦屋病院の電子カルテに反映されるわけではありません。

芝池会長 それでは、むこねっとシステムについては、阪神医療福祉情報ネットワーク協議会が管理するサーバー等本システムの管理状況について定期的に確認を行うことを留意事項として答申に記載しましょう。その他、各委員の御意見をお伺いします。

(各委員による文言訂正あり。)

それでは、以上で議題7についての審議を終了とし、全委員による答申案の最終確認後速やかに答申することといたします。

閉会